

2月16日

# 税の申告はお早めに

3月15日

(土・日を除く)

平成23年分の確定申告は2月14日(火)から、また市・県民税の申告は2月16日(木)から始まります。

期間の終盤になると大変混雑しますので、郵送も含めて、申告は早めに済ませてください。

## □送付先・問い合わせ

- ▽確定申告 Ⅱ 508-8611 中津川市かやの木町4-3
- 中津川税務署 Ⅲ 0573-6611202
- ▽市・県民税 Ⅱ 509-7292 (住所不要) 税務課市民税係
- Ⅲ 26-2111 (内線506)

## 確定申告

中津川特設会場で、申告を受け付けます。

※この期間中、中津川税務署では申告相談を行いません

## □とき

2月14日(火)～3月15日(木)午前9時～午後5時(土・日を除く)

## □ところ

中津川商工会議所ホール  
中津川税務署 Ⅲ 0573-6611202

## ●確定申告の対象

- ・事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計金額が、各種所得控除金額の合計額より多い方
- ・給与収入金額が2千万円を超える方

## ●ウェブサイトで簡単作成

- ・1カ所から給与を受けており、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けており、年末調整を受けない給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- ・医療費控除や寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの各種控除を受けられる方
- ・その他、確定申告が必要な方

## ●ウェブサイトによる無料税務相談

国税庁のウェブサイト (<http://www.ita.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書が作成できます。

また直接、国税電子申告納税システム(e-Tax)も利用できます。

※e-Taxに必要な住民基本台帳カードに格納された電子証明書の有効期限は3年です。電子証明書の期限切れに、ご注意ください

●税理士による無料税務相談  
次に該当する方は、無料税務相談ができます。

## ●申告期間前の説明会など

### 【公的年金受給者の申告受け付け】

確定申告期間前に、公的年金を受給している方の所得税の確定申告を受け付けます。

収支内訳書などの作成が必要な方は、税務署などの申告会場で申告をお願いします。

□とき 2月7日(火)、8日(水)午前9時半～正午、午後1時～4時半

□ところ 市役所会議棟

### 【マイホームを取得した方の住宅借入金等特別控除説明会】

□とき 2月10日(金)、13日(月)午前9時～11時半、午後1時～4時

□ところ 中津川商工会議所ホール

## 市・県民税申告

平成24年度の市・県民税は、平成24年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成23年中の所得を基準に算出します。

## 問 税務課市民税係 (内線506)

## ●申告の受付会場

### 【市役所会議棟での申告受け付け】

期間中、混雑が予想されるので、地域ごとに日にちを設定しています。左表を参考にして、お出掛けください。

□とき 2月16日(木)～3月15日(木)午前9時～午後5時(土・日を除く)

## ●市役所会議棟での申告受付

とき	対象地区
2月16日(木)～21日(火)	大井町
2月22日(水)～27日(月)	長島町
2月28日(火)～29日(水)	東野
3月1日(木)	飯地町
3月2日(金)	中野方町
3月5日(月)	笠置町
3月6日(火)	武並町
3月7日(水)	三郷町
3月8日(木)～15日(木)	市内全域

## ●各地域での申告受付

申告会場	とき	対象地区
中野方コミセン	2月16日(木)	1区～5区
	2月17日(金)	6区～11区
飯地コミセン	2月20日(月)	飯地町全域
武並コミセン	2月21日(火)	藤
	2月22日(水)	竹折
JA恵那北部支店	2月23日(木)	毛呂窪・本郷
	2月24日(金)	姫栗・河合
三郷コミセン	2月27日(月)	野井
	2月28日(火)	佐々良木・棕実
岩村振興事務所	2月16日(木)～2月29日(木) (土日を除く)	岩村町全域
申原振興事務所		申原全域
山岡振興事務所	3月1日(木)～3月15日(木) (土日を除く)	山岡町全域
上矢作振興事務所		上矢作町全域
明智振興事務所	2月16日(木)～3月15日(木) (土日を除く)	南部5地域

## 【各地域での申告受け付け】

各地域でも申告受け付けを行いますが、混雑が予想されます。お越しいただける方は、市役所会議棟での申告をお願いします。

□受付時間 午前9時～午後5時(土・日を除く)

## ●申告に必要な方

平成24年1月1日に市内に住所がある方は、原則、申告書を提出しなければなりません。ただし、次の方は申告の必要はありません。

- ・確定申告をした方
- ・給与支払報告書や公的年金支払報告書が提出されている方で、他に所得のない方

## ●申告に必要なもの

- ・送付された市・県民税申告書か簡易申告書

## 得のない方

※社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者特別控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要です

□注意 平成23年中に所得のなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため簡易申告書の提出が必要です。

また扶養認定のため、所得証明書などが必要な方も、申告書の提出をお勧めします。

## ●申告に必要なもの

- ・送付された市・県民税申告書か簡易申告書

## 要介護や要支援の認定を受けている方は障害者控除の対象

65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1～5や要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」が受けられます。

この控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。希望する方は、介護保険被保険者証を持って、高齢福祉課へお越しください。

恵那南部5地域にお住まいの方は、各振興事務所を利用ください。※本人や世帯員以外の方が申請する場合は、委任状が必要です

問 高齢福祉課 Ⅲ 26-2111 (内線123)